

日本に住民登録がある
20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

みんなの国民年金

国民年金に関する
問合せ

- ▶ 資格の取得・喪失、保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273) 4338
- ▶ 給付の相談・申請…区医療保険年金課年金係、新宿年金事務所(新宿5-9-2) ☎(3354) 5048
- ▶ 納付・厚生年金の申請…新宿年金事務所
- ▶ ねんきんダイヤル(一般の年金相談)… ☎0570(05) 1165 (050から始まる電話からは ☎(6700) 1165)
- ▶ 日本年金機構ホームページ(右二次元コード)…  <https://www.nenkin.go.jp/>





加入者の種類

- ◆ 第1号被保険者【保険料は自分で納付】
自営業・自由業・無職・学生・アルバイトなどで20歳以上60歳未満の方
 - ◆ 第2号被保険者【保険料は給料から天引き】
会社員・公務員(厚生年金の加入者)などで原則として70歳未満の方(65歳以上の加入者は老齢年金などの受給資格のある方を除く)
 - ◆ 第3号被保険者【保険料は配偶者が加入する年金制度が負担】
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- ★ 次のいずれかに該当する方は任意加入できます
- ▶ 60歳以上65歳未満で、年金額を満額(480月)に近づけたい方
 - ▶ 60歳以上70歳未満で、受給資格期間(120月)を満たしていない方
 - ▶ 日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の方

加入・変更の届け出を忘れずに

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届け出は不要※	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※ 20歳前後に海外から転入した方は区医療保険年金課・特別出張所へ届け出が必要です。

国民年金の3つの給付

- ◆ 充実した老後のために…**老齢基礎年金**
保険料の納付期間・免除期間等の合計(受給資格期間)が原則として10年以上の方が、65歳になったときから受け取れます。
- ◆ 病気やけがで障害が残ったら…**障害基礎年金**
病気やけがで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに一定の要件を満たすと受け取れます。
- ◆ もしものとき残された家族のために…**遺族基礎年金**
国民年金に加入中の被保険者が亡くなったとき、18歳到達年度末日(3月31日)(障害のある場合は20歳未満)までのお子さんのいる妻または夫、両方ともいないときは子どもが一定の要件を満たすと受け取れます。

保険料の支払いが難しいときにご利用を 納付の免除や猶予などの制度

- 免除・猶予の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。
- 下記免除・猶予制度のほか、新型コロナの影響を受け、条件を満たす方が申請できる臨時特例の免除制度もあります(令和5年6月分までの保険料が対象)。詳しくは、お問い合わせください。
- **免除(全額免除・一部納付等)申請**
本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。
 - 退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます(配偶者・世帯主の所得要件あり)。申請には雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。
 - **納付猶予申請**
50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。
 - **学生納付特例申請**
対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。
 - **産前産後期間の免除制度**
平成31年2月1日以降に妊娠85日以降で出産または出産予定の第1号被保険者が対象です。出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除の対象です。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

9月21日～30日は 秋の全国交通安全運動

9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です。交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

● 運動の重点

- ▶ 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保、▶ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止・飲酒運転等の根絶、▶ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底、▶ 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通ルール遵守の徹底、▶ 二輪車の交通事故防止

◆ ドライバーの皆さんへ

横断歩道は歩行者優先です。信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をしてください。



◆ 歩行者の皆さんへ

歩行者は横断歩道を渡りましょう。信号無視、斜め横断、車の陰からの飛び出し等は、絶対にやめましょう。



問合せ 交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273) 4265

事業者の方へ

事業系有料ごみ処理券の料金を 10月1日から改定します

下表のとおり料金を改定し、事業系有料ごみ処理券を新しくします。

券の種類	現在の料金	改定後の料金
特大・70リットル券(5枚1組)	2,660円	3,045円
大・45リットル券(10枚1組)	3,420円	3,910円
中・20リットル券(10枚1組)	1,520円	1,740円
小・10リットル券(10枚1組)	760円	870円

新券の販売場所 ごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所(下落合2-1-1)、各清掃センター、特別出張所、取扱所の表示があるコンビニエンスストア・スーパーほか

- ※ 現在のごみ処理券(現行券)は、10月31日(火)まで使用できます(経過措置)。
- ※ 現行券の新券への差額交換・還付(払い戻し)は、ごみ減量リサイクル課・新宿清掃事務所・各清掃センターで受け付けます(差額交換は特別出張所でも受け付け)。
- ※ 交換期間は10月1日(日)～令和6年3月31日(日)(休館日を除く)です。
- ※ 還付は随時受け付けます(現行券を返却する場合、口座振り込みで払い戻し)。

問合せ ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273) 3318